（注１）　「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年１月27日から平成22年３月12日までの45日間

4　処分の原因となった事実　新日本製鐵株式会社は、他の事業者と共同して、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が平成15年度及び平成16年度に一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事の受注に関し、同社及び他の事業者の事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していたとして平成17年６月15日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、独占禁止法という。）違反として起訴され、平成19年９月21日に東京高等裁判所から罰金刑を受け、その刑が確定している。また、同社は、他の事業者と共同して、日本道路公団が一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により鋼橋上部工工事として発注する工事について、遅くとも平成14年４月１日以降、平成17年３月31日まで、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成21年９月16日に審決を受けた。これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。新日鉄エンジニアリング株式会社は、平成18年７月１日付け会社分割により、新日本製鐵株式会社から鋼構造物工事業に関する営業を承継していることから、同社に対して建設業法第28条第３項の規定に基づき営業の停止を命ずるもである。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 26 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成22年１月12日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日鉄ブリッジ株式会社　代表取締役　吉武考三郎　東京都品川区大崎１－５－１　国土交通大臣許可（特―18）第21719号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年１月27日から平成22年３月12日までの45日間

4　処分の原因となった事実　新日本製鐵株式会社は、他の事業者と共同して、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が平成15年度及び平成16年度に一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する鋼橋上部工事の受注に関し、同社及び他の事業者の事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していたとして平成17年６月15日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、独占禁止法という。）違反として起訴され、平成19年９月21日に東京高等裁判所から罰金刑を受け、その刑が確定している。また、同社は、他の事業者と共同して、日本道路公団が一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により鋼橋上部工工事として発注する工事について、遅くとも平成14年４月１日以降、平成17年３月31日まで、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成21年９月16日に審決を受けた。これらのことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。新日鉄エンジニアリング株式会社は、平成18年７月１日付け会社分割により、新日本製鐵株式会社から鋼構造物工事業に関する営業を承継していることから、建設業法第28条第３項の規定に基づき新日鉄エンジニアリングに対して営業の停止を命ずるものであるが、日鉄ブリッジ株式会社は、平成19年４月１日付け会社分割により、新日鉄エンジニアリング株式会社から鋼構造物工事業に関する営業を承継していることから、同社に対して建設業法第28条第３項の規定に基づき営業の停止を命ずるもである。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第３９６号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道赤平市幌岡町170番地、最後の住所北海道空知郡上砂川町字上砂川65番地の106　上砂川岳温泉、死亡の場所北海道空知郡上砂川町、死亡年月日平成３年７月26日、出生の場所樺太元泊郡樫穂村、出生年月日昭和15年２月13日、職業不明

被相続人　亡　本田　一雄

札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ｂ棟511号

相続財産管理人　山根　弘枝

札幌家庭裁判所滝川支部

平成２１年（家）第１６８号

東京都文京区後楽１丁目４番10号

申立人　独立行政法人住宅金融支援機構

本籍北海道標津郡中標津町字中標津21線北３番地、最後の住所北海道標津郡中標津町東20条南10丁目１番地、死亡の場所北海道標津郡中標津町、死亡年月日平成19年２月28日、出生の場所北海道標津郡中標津町字武佐16線84番地、出生年月日昭和19年７月５日、職業不明

被相続人　亡　合田　勝[illegible]

北海道標津郡中標津町東７条北１丁目１番地

相続財産管理人　梅本　英広

釧路家庭裁判所標津出張所

平成２１年（家）第１７６号

東京都文京区後楽１丁目４番10号

申立人　独立行政法人住宅金融支援機構

本籍北海道斜里郡斜里町青葉町１番地29、最後の住所北海道標津郡中標津町東22条南６丁目７番地10、死亡の場所北海道斜里郡斜里町、死亡年月日平成20年11月９日、出生の場所北海道網走郡津別町、出生年月日昭和32年３月10日、職業不明

被相続人　亡　豊島　真一

北海道標津郡中標津町東７条北１丁目１番地

相続財産管理人　梅本　英広

釧路家庭裁判所標津出張所